



### 【心配ごとと行政相談】

日時 1月10日(水)13:00~16:00  
 場所 宮下会館  
 日時 1月20日(土)13:00~16:00  
 場所 文化福祉会館

### 【青少年相談】

青少年相談員が相談をお受けします。

#### 【来所相談】

毎週月曜日~金曜日  
 9:00~12:00・13:00~16:00  
 場所:青少年相談室(分庁舎4階)

#### 【電話相談】

親と子のテレフォン相談 ☎63-6300

上記以外の時間は、職員が相談をお受けします。(24時間受付)

### 【教育相談】

日時 毎週月・水・木曜日  
 9:00~12:00・13:00~17:00  
 場所 学校教育課(分庁舎1階)

### 【町長相談】

日時 随時  
 場所 役場会議室  
 企画課秘書担当まで前もってご連絡ください。

### 【育児・保育園・栄養相談】

子育てサロン ☎64-0990  
 保育園相談・栄養相談は予約制  
 詳しくは福祉課へ☎2111(内線315)

### 【補装具巡回更生相談】(肢体不自由)

日時 1月15日(月)13:00~14:00  
 場所 小田原市保健センター  
 予約制・事前に福祉課へ☎63-2111(内線312)

### 【外国籍住民相談】

日時 随時  
 対象言語 英語・中国語・韓国語  
 企画課まで前もってご連絡ください。

### 【法律相談】

日時 1月10日(水)13:00~16:00  
 1月24日(水)10:00~12:00  
 場所 商工会館(予約制)☎63-0111

### 【税務相談】

日時 1月24日(水)13:00~16:00  
 場所 商工会館(予約制)

### 【雇用・求職相談】

日時 1月26日(金)10:00~16:00  
 場所 商工会館2階

### 【労働相談】

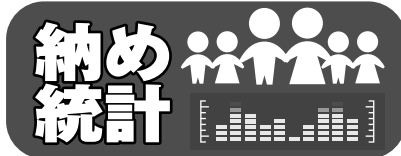
日時 1月26日(金)13:30~16:30  
 場所 役場第1庁舎1階ホール

### 【融資相談】

日時 1月9日(火)・16日(火)  
 10:00~16:00  
 場所 商工会館2階

### 【パソコン基礎相談】

日時 1月25日(木)14:00~16:00  
 場所 商工会館1階事務室  
 (予約制)☎63-0111



## 今月の納め

### 1月4日(木)

水道料・下水道使用料 12月分

### 1月31日(水)

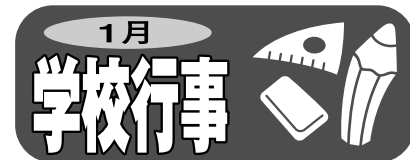
町民税・県民税 第4期  
 国民健康保険料 第8期  
 介護保険料 第8期  
 水道料・下水道使用料 1月分

## 統計ゆがわら(12月1日現在)

	前月比
総人口 27,195	50
男 12,556	21
女 14,639	29
自然増減(出生・死亡)	5
社会増減(転入・転出)	45
世帯数 10,822	12

## 気象ゆがわら(11月)

気温最高 23.6 (11日)
最低 4.0 (23日)
平均 14.9
降雨日数 8日
総降雨量 119.5mm



町内小学校・中学校  
 ~8日(月) 冬季休業

### 湯河原中学校

9日(火) 全校集会  
 31日(水) 後期期末テスト(3年)

### 湯河原小学校

9日(火) 冬休み後の朝会  
 10日(水)~12日(金) 身体計測  
 22日(月) 新1年保護者説明会

### 吉浜小学校

9日(火) 冬休み後朝会  
 12日(金)~19日(金) 書初め展示会  
 15日(月)~19日(金) 防災週間  
 22日(月)~26日(金) 給食週間

### 東台福浦小学校

10日(水) 書初め大会  
 15日(月)~19日(金)  
 あいさつ週間・給食週間  
 24日(水) 新1年生保護者説明会

## 税理士会による 小規模納税者の方の ための無料申告相談

小田原税務署

☎35-4511

【日時】2月13日(火)~14日(水)  
 9:30~12:00・13:00~16:00

【会場】湯河原町商工会館3階会議室  
 【対象】小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告(譲渡所得のある方は除く)

## 家具の転倒防止対策を 進めましょう!

防災課

内線271・272

阪神淡路大震災は平成7年1月17日午前5時46分に発生しました。

地震発生時刻が早朝のため、多くの方が就寝中であつたこともあり、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死が死因の約88%でした。

火災や倒壊した家屋による死傷者が大きかったイメージがありますが、多くは就寝中もしくは地震に気がついて目を覚ましたときには、タンス等の家具が襲いかかってきたことが原因であつたことが分かっています。

住宅の倒壊等の防止を進めるには耐震補強工事など大きなお金がかかりますが、家具等の転倒防止はすぐにも、誰にでも出来る防災対策です。この対策一つが自分自身の安全を守り、家族の安全を守りますので、家具転倒防止対策をご家庭で進めましょう。

## 住宅火災警報器の設置が 義務付けられました

消防本部警防課

☎63-5121

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成18年6月1日から平成23年5月31日までに設置することになりました。

### 【住宅用火災警報器とは?】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。